

倉庫料金表【名古屋営業所】

(1) 保管料金

種類	単位	価格（単位：円）	期別
面積建	3.3 m ²	800～2,400	10日/一期
面積建	3.3 m ²	2,400～7,200	月/一期

(2) 適用規定

- ①保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算する。
- ②面積建の保管料は暦日によって1日から月末までを一期とする場合がある。一月を一期とする場合、一期に満たない日数については、寄託者と協議のうえ決定する。いずれも使用面積により計算する。
- ③請求1口の保管料総額が1,000円に満たないときは1,000円とする。
- ④荷役料は保管料に含むものとする。

(3) 個別に協議して定める料金

- ①遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損物・強臭性貨物又はばら貨物については、寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- ②荷主の要求により、特別荷役機械、資材等を使用した場合は、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- ③天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議のうえ特別料金を申し受けることがある。
- ④本料金表に記載のない事項については、その都度荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。

(4) その他の料金

- ①寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合の料金
電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等寄託者と協議のうえ決定する。
- ②寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会い、機械による温湿度調整、その他貨物の保管に特別の人数又は設備を要した場合は寄託者と協議のうえ決定する。

(5) 消費税の加算

- ①(1)～(4)までによって計算した料金の総額に消費税（地方税含む）に相当する金額を別途加算する。
- ②請求各口につき1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとして計算する。

(6) 適用地域

全国の当社の営業所とする。

受理日：2014年2月24日

揭示日：2021年5月12日



第 1 3 6 0 号

トランクルーム認定証

東京都江東区新木場二丁目14番11号
S G ムービング 株式会社
代表取締役 笹森 公彰 殿

倉庫業法(昭和31年法律第121号)第25条の規定により、下記に掲げるトランクルームを認定する。

記

- トランクルームの名称及び位置
名古屋営業所
愛知県小牧市大字舟津字八反田137番 他3筆
- トランクルームの性能
常温性能 常湿性能

平成26年1月27日

中部運輸局長 野俣 光孝

